

和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）を行う者（以下「事業者」という。）が指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第97条第7項及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第86条第2項の規定に基づき、自ら提供するサービスの質の評価（以下「自己評価」という。）を実施し、及び外部の者による評価（以下「外部評価」という。）を受けることに関して必要な事項を定める。

(事業者の責務)

第2条 事業者は、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るものとする。

(自己評価及び外部評価の頻度)

第3条 事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価を実施し、外部評価を受けるものとする。

2 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、次に掲げる要件を全て満たすものについては、前項の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合において、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとする。

(1) 自己評価及び外部評価結果(別記第1様式)及び目標達成計画(別記第2号様式)(平成22年4月1日以前に外部評価を実施した場合には、和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱の一部を改正する要綱(平成22年1月20日制定)による改正前の和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱(以下「旧要綱」という。)別記第6号様式)を市町村に提出していること。

(2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。

(3) 運営推進会議に事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。

(4) 自己評価及び外部評価結果のうち、外部評価項目の2、3、4及び6(平成22年4月1日以前に外部評価を実施した場合には、旧要綱別表のうち外部評価項目の3、5、6及び8)の実践状況(外部評価)が適切であること。

3 前項の規定により外部評価の実施回数を2年に1回にしようとする事業者は、地域密着型サービス外部評価実施回数の変更申請(別記第3-1号様式)を県に提出するものとする。県は事業者からの申請があった場合は、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村と、同項の要件の適否について別記第3-2号様式により協議を行い、別記第3-3号様式によりその同意を得るものとし、その結果を当該事業者、評価機関及び市町村に通知するものとする。

(自己評価の実施)

第4条 事業者は、別表の自己評価欄の1から68までに示す項目により、自ら提供するサービス

等について評価を行うものとする。

2 自己評価に当たっては、当該事業所を設置する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議して実施するものとする

3 自己評価の結果については、自己評価及び外部評価結果（自己評価に係る部分に限る。）に記載するものとする。

（外部評価機関）

第5条 外部評価は、県内の認知症対応型共同生活介護等の事業所に係る外部評価を適切に実施する能力があると認めて県が選定した法人（以下「評価機関」という。）が行うものとする。

2 評価機関の具体的な要件及び選定手続等については、別に定める。

（外部評価の実施手続等）

第6条 事業者は、外部評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。

2 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。

3 評価機関は、自ら定めた外部評価業務実施要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

（外部評価の項目等）

第7条 外部評価は、別表の外部評価欄の1から20までに示す項目によるものとする。

2 評価を受ける事業所が複数のユニットで構成されている場合には、特別な事情がある場合を除き、ユニットごとに評価を行った上で、最終的な評価は事業所全体を単位として評価を行うものとする。

（外部評価の構成）

第8条 外部評価は、評価機関が委嘱する複数の評価調査員による書面調査と訪問調査の結果を総合した上で、評価機関としての決定に基づき行うものとする。

2 書面調査は、次に掲げる書類等により行うものとする。

- （1） 事業者が作成した自己評価及び外部評価結果
- （2） 事業所の運営概要及びサービス提供概要が分かる書類
- （3） 利用者の家族に対するアンケート調査票（別記第4号様式）
- （4） その他必要と認める書類

3 訪問調査は、次により行うものとする。

- （1） 書面調査が終了した後に、事業所を訪問し行う。
- （2） 訪問調査は、原則として1日間とし、事業所の運営状況の概要等について管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び評価項目に関する状況の調査を行う。
- （3） 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行う。

（外部評価の結果の確定）

第9条 外部評価の結果の確定は、次により行うものとする。

- （1） 評価機関は、評価調査員に、書面調査及び訪問調査の結果についての自己評価及び外部評価結果（以下この条において「評価結果」という。）を提出させるものとする。
- （2） 評価機関は、評価結果の写しを、評価を受けた事業所に送付し、意見がある場合には挙証

資料を添付したうえで評価機関が定める日までに提出することができる旨を告知するものとする。

(3) 評価機関は、評価調査員から提出された調査結果を踏まえて外部評価の結果を決定するものとする。ただし、前号の意見の提出があった場合には、これを参酌して評価結果の内容を検討し、決定するものとする。

(4) 評価機関は、調査結果又は評価を受けた事業所からの意見及び挙証資料について、専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価機関が設置する評価審査委員会の審査を経て外部評価の結果を決定するものとする。

(評価結果の公表等)

第10条 評価機関は、外部評価の結果を決定したときは、評価を受けた事業所にこれを通知するものとする。

2 評価機関は、認知症対応型共同生活介護等の利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」を利用して、自己評価及び外部評価結果及び目標達成計画（以下これらを「評価結果等」という。）により公開するものとする。

3 事業者は、評価結果等を、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するとともに、事業所内の見やすい場所に掲示するほか、利用者及び利用者の家族へ送付等により提供するものとする。

4 事業者は、指定を受けた全ての市町村に対し、評価結果等を提出するものとする。この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取扱いとする。

5 事業者は、評価結果等について、自ら設置する運営推進会議において説明するものとする。

6 事業者は、サービス評価の実施と活用状況（別記第5号様式）を作成し、前項の運営推進会議において評価結果等とともに説明することが望ましいものとする。

7 事業所が所在する市町村は、事業所から提出された評価結果等を管内に設置する地域包括支援センターに提供するとともに、サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するため、市町村の窓口及び地域包括支援センターの窓口の利用しやすい場所に掲示等を行うものとする。

(評価結果等の保存)

第11条 認知症対応型共同生活介護等の事業所及び評価機関は、評価機関が外部評価の結果を事業所に通知した日から3年間、当該評価結果等に係る書類等を保存するものとする。

(報告)

第12条 評価機関は、四半期ごとに外部評価の実施状況等について、県へ報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

(廃止)

2 和歌山県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要綱（平成17年3月16日制定。以下「旧

要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 認知症対応型共同生活介護事業所が、この要綱の施行の際現に旧要綱に基づき選定を受けている法人(以下「旧評価機関」という。)と、平成19年3月31日までに評価業務委託契約を締結し、かつ同年6月30日までに旧評価機関が評価結果を、「福祉保健医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」に公表する場合の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後に外部評価の訪問調査を実施する場合は、この要綱に定める外部評価の手続によるものとし、平成22年3月31日までに外部評価の訪問調査を実施する場合は、改正前の外部評価の手続によるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月16日から施行する。